

ひょうご産学官連携研究会運営規約

第1条（名称）

本研究会の名称を「ひょうご産学官連携研究会」とする。

第2条（目的）

本研究会は、県内企業、県内大学（含む高等専門学校）及び官公庁に所属する研究者・技術者、県内支援機関に所属する者で本会の趣旨に賛同した会員間で、相互の情報や研究の交流等を行うと共に、シーズ・ニーズのマッチングやニーズの創生により、産学官共同研究や国等の研究開発プロジェクトの獲得を目指し、これにより県内新産業・新事業創出を行い、ひいては「科学技術で地域活性化」に資する活動を行う。

第3条（研究会の構成）

ひょうご産学官連携研究会には、下記の研究会を置き、産学官（県内産業界、県内大学（含む高等専門学校）、公設試、支援機関など）に所属する者（本研究会の趣旨に賛同する者）をもって構成する。

- ① エネルギー研究会
- ② 環境・資源・リサイクル研究会
- ③ ひょうご水ビジネス研究会

また、上記研究会の下に必要な応じて、秘密保持契約を関係者間で結ぶ分科会を設ける。

第4条（研究会の活動）

本研究会は、以下の活動を行う。

- ①情報交流、講演会、セミナー、勉強会、県内外の視察等（必要に応じて実施）。
- ②必要に応じて国等の競争的資金の申請支援活動。
- ③その他、本研究会の目的を達成するために必要な活動

第5条（成果の帰属）

研究成果の帰属に関しては、今後実態に即して検討する。

第6条（事務局）

本研究会に事務局を置く。事務局は、公益社団法人兵庫工業会、公益財団法人新産業創造研究機構とする。

制定日：平成24年5月31日

平成25年2月5日 改定 第3条に③ひょうご水ビジネス研究会を追記